

墓地許可申請に必要な書類

提出する書類一覧

1. 墓地・納骨堂・火葬場の経営許可申請書 ※1
2. 付近見取図及び現場写真（墓地の周辺200メートル以内）
3. 造園計画図（緑地、植栽、排水計画、墳墓の配置平面図・正面図及び側面図を含む）
4. 申請地の公図及び土地登記簿謄本（登記事項証明書）※2
5. 隣接する土地の地主、居住者等の説明書
6. 用地の取得状況又は取得計画（申請者と敷地所有者が自己又は親族以外の場合）
7. 他法令の手續状況一覧表

敷地が農地（畑）の場合

- ・農地転用許可申請書の受理証明
- ・農地転用許可申請（第5条）の場合は土地使用承諾書及び土地所有者の印鑑証明
（土地は、基本的に自己所有地での申請になります。不明な点があれば問い合わせして下さい。）

※1 原則として、墓地は概ね30㎡とします。

※2 公図、土地登記簿謄本（登記事項証明書）は、法務局宜野湾出張所で入手して下さい。

○申請前に確認すること

- ① 原野・墓地・畑等で問題がないか確認する。（農業委員会）
- ② 農振農用地又は農業保全事業に支障がないか、森林計画地内で届けが必要か確認する。（農業委員会）
- ③ 登又地内での申請は県営中城公園事業との関連を確認する。（都市建設課）
- ④ 道路計画について確認する。（都市建設課）
- ⑤ 歴史的文化的景観保護地区内（泊、伊舎堂の一部地域）での申請で届けが必要か確認する。（生涯学習課）

○墓地等の設置場所（個人が自己又は親族のために限り設置する墓地について）

- ア. 周囲の美観を損ねることがないこと。
- イ. 地滑り防止区域又は急傾斜地危険区域でないこと。 _
- ウ. 水源を汚染するおそれのない場所であること。
- エ. ア～ウまでに定めるもののほか、風致及び衛生上支障のない土地であること。

問い合わせ先：中城村役場住民生活課生活環境係 895-2131